

Business
Report
No.1907

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック
Part 1

事業用小規模宅地特例を見直し
貸付事業用の宅地等も適用除外

今月のトピック
Part 2

就業規則の重要性と見直しの効果



信頼と安心、そして未来へ…

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

YUBISUI

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック Part 1

事業用小規模宅地特例を見直し 貸付事業用の宅地等も適用除外

「特定事業用宅地等に係る小規模宅地の特例」の適用要件が2年続けて見直された。

この特例は、相続人が事業を継続すること等を要件に、事業用宅地等の相続税の課税価格を8割又は5割減額する制度。

2018年度改正では、一定要件を満たす「家なき子特例」とともに、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等が対象から除外された。

さらに2019年度改正では、特定事業用宅地等の範囲から「相続開始前3年以内に新たに事業の用に供され

た宅地等」が除外されることになり、2019年4月1日以後に相続・遺贈により取得する宅地等の相続税から適用されている。これにより、貸付事業用の小規模宅地等特例の例にならい、節税目的の駆込み的な適用が不可能となった。

ただし、上記のような宅地に該当する場合であっても、①「その宅地で事業の用に供されている減価償却資産の価額」が「その宅地等の価額」の15%以上であり、②事業を行っていた被相続人等の事業の用に供されたものである場合——に限り、従来と変わらず特例の適用対象とされた。

なお、一連の改正の背景には、会計検査院の実態調査により、特例を適用した納税者のうち、相続発生から短期間で宅地等を譲渡していた者が多数いたことが明らかになったことがある。この調査を受けて会計検査院は、「事業や居住の継続への配慮という政策目的に沿ったものとなっていない」と指摘していた。



税理士の目

大阪事業部 田中隆文

平成30年税制改正の中の貸付事業用宅地等の改正にならい、「相続人等による事業継続を守る」という本来の小規模宅地等の減額特例の趣旨から逸脱した適用を防止するための改正です。

例えば、亡くなる直前の入院などのタイミングで個人の遊休地等を無理矢理に事業用に転用する様なケース等が防止されます。

気になる方は一度専門家にご相談されてはいかがでしょうか。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ 創業70年を超える信頼と実績 250名を超える専門スタッフ 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ 税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

TEL: 0120-640-171 Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック
Part 2

就業規則の重要性と見直しの効果

1. 会社が抱える問題点

就業規則は、賃金や労働時間、休日、休暇、服務規律や懲戒などについて、社員の入社から退職までの労働条件や就業上のルールを定めた、会社の「ルールブック」です。

近年は、インターネットの普及により、労働者側も労働基準法等の知識と情報を得られるようになり、労働条件に対する要求が厳しくなってきました。

会社で発生する問題に対応していくには、統一的なルールを決める必要があり、統一的なルールをまとめたものが就業規則になります。

しかし、中小企業の就業規則で散見される問題は以下の通りとなっています。

- ①厚生労働省やインターネットにあるひな形をそのまま使っている。
- ②制度が変更したにもかかわらず見直しをしていない。
- ③会社で起こり得るトラブルを想定していない。

上記のような場合、労務トラブルに対応できなかったり、就業規則に記載してある内容が足かせとなる場合があり、会社が不利な状況に立たされることになります。

2. 就業規則の効果

就業規則には、以下のような効果があるため、自社の実態にあったものを作成する必要があります。

- ①会社が、社員の雇用において生ずる様々なリスクに備えることができる。
- ②労使間の労働条件や服務規律の理解や解釈の違いから起こるトラブルの防止になる。
- ③万が一、労使間でトラブルが生じた際、その解決の道しるべとなる。

法令を無視した就業規則は、その部分は無効となりますし、トラブルの元となってしまいます。当然、労働基準監督署への届出の際に指摘を受けます。

今やコンプライアンスは企業運営にとって不可欠なものであり、労働基準法等の改正は頻繁に行われますので、定期的な就業規則の見直しが必要です。

社労士の目

社労事業部 田中和臣

就業規則を作成する事でリスクに備えたり、トラブルを防止したりといった効果がありますが、時代と共に今までとは異なるトラブルが生まれ、対応する事が求められています。

不適切動画の投稿により大手飲食店チェーンのアルバイトが懲戒解雇されるといった事件がメディアで大きく取り上げられましたが、こうした懲戒解雇を行う為には就業規則の懲戒事由として記載しなければなりません。就業規則を作成するだけではなく、定期的に見直しアップデートする事で新たな労務リスクを回避する事に繋がります。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が…

- » 『独立開業』を考えている。
- » 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- » 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- » 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc….

ご紹介、無料相談の流れ

1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。

0120-640-171 (月～金 9:00～17:00)



2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。

※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。



3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。(初回相談60分無料)

※ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。

また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。



4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。



5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。

高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？

A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。
小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。

Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？

A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、
その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。
是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171